

ファミリー・サポート・センターとは？

地域での子育て支え合活動をお手伝いする
ところです。

例えば…



出産を控えたお母さんの代わりに送迎をする



保護者が病気で通院するあいだ預かる

会員同士で支え合うしくみです。

育児の援助を受けた人
と行いたい人が会員となり、
ファミリー・サポート・センターが
仲介して、会員同士が支え合います。

ファミリー・サポート・センター
(アドバイザー)



調整

援助の依頼

援助の提供

利用会員

サポート会員

ファミリー・サポート・センターの業務

- ①会員の募集、登録その他会員組織業務
- ②会員同士の相互援助活動の調整など
- ③会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- ④会員同士の交流と情報交換のための交流会の実施
- ⑤保育所や医療機関など子育て支援機関施設・事業との連絡調整

詳しい内容、利用に関するご相談は…
米原市ファミリー・サポート・センター
(米原地域福祉活動センターゆめホール内)まで



↑ゆめホール地図
QRコード



米原市ファミリー・サポート・センター

事務局：社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

住 所：米原市三吉570番地

(米原地域福祉活動センターゆめホール内)

電 話：54-3100

FAX：54-3115

E-mail：sasaesai@maibara-shakyo.or.jp

Maibara City Family

Support Center



米原市

ファミリー・サポート・センター

のご案内

ファミリー・サポート・センターのしくみ

①会員登録



会員登録

サポート会員の
紹介申込み

サポート会員
Bさん

育児の援助を
行いたい方

会員登録

講習会の受講

サポート会員に資格
は不要ですが、活動に
必要な講習を受講し
ていただきます。

②援助活動の 依頼・実施

アドバイザーが利用
会員とサポート会員
の仲介・紹介をし
ます。



Bさんの紹介

Aさん援助の打診

利用会員・サポート会員の事前打ち合わせ

③活動費

利用会員からサポ
ート会員へ直接利用料
を支払います。



報酬について

ファミリー・サポート・センター事業は、有償によるボランティア活動です。サポート会員には活動後、下記の表を基準に利用会員から報酬を受け取っていただきます。

- 平日（月～金）
7：00～19：00 … 350 円/30 分
上記以外の時間 … 400 円/30 分
- 休日（土、日、祝日）
7：00～19：00 … 400 円/30 分
上記以外の時間 … 450 円/30 分
- 年末年始
要相談 … 500 円/30 分

その他

- ①病気のお子さんの預かり、宿泊の預かりはありません。
- ②預かりの場合、原則はサポート会員の家庭でお願いします。
- ③預かるお子さんは、生後6か月から小学校6年生までのお子さんです。
- ④サポート会員は、子どもの発達や救急救命などの講習会を受けていただきます。
- ⑤センターでは、万が一の事故に備え補償保険に加入します。